

整理番号	経-条申-17
------	---------

### 申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課(担当)名	スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財)フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC共同事業体、オージススポーツ・イオンデイライト・パティネレジャー共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株)ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ(指定管理者)
処分の名称	大阪市立体育館の利用料金の減免
概要	大阪市立体育館条例(昭和31年12月15日大阪市条例第45号)に記載されている市内にある体育館及びスポーツセンターを使用する場合において、利用料金が減免される場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立体育館条例(昭和31年12月15日大阪市条例第45号)第9条第6項及び同条第7項 大阪市立体育館条例施行規則(平成13年4月1日大阪市規則第80号)第4条 (URL: <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>◎利用料金の免除を受けるためには、次に掲げる事項に該当する必要があります。</p> <p>(1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、本人)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類する者で次に定めるものが個人で大阪市中央体育館トレーニング場を使用するときは、その者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の利用料金を免除することができます。</p> <p>ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第2項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が療育手帳の交付を受けている場合にあっては、障害者本人)</p> <p>エ 前3号に規定する者に類すると市長が認めるもの</p> <p>(2)公益上その他特別の事由があると市長が認める場合は、減免することができます。 市長が認める場合とは、次に掲げる場合となります。</p> <p>ア 本市が体育館の施設(以下「施設」という。)を使用する場合</p> <p>イ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道(不特定かつ多数の者に対して客観的事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。)の用に供する目的で使用する場合</p> <p>ウ その他市長が特別の事由があると認める場合</p>
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	各施設事務所
提出時期	当日まで
提出方法	各施設事務所に連絡してください
手数料	各施設において、異なるため下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	各施設事務所
ホームページ	<a href="https://www.opas.jp/osakashi/">https://www.opas.jp/osakashi/</a>
備考	<p>体育館条例施行規則 (利用料金の減免) 第4条 条例第9条第6項の市規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第2項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が療育手帳の交付を受けている場合にあっては、障害者本人)</p> <p>(4) 前3号に規定する者に類すると市長が認めるもの</p> <p>2 条例第9条第7項の公益上その他特別の事由があると市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 本市が体育館の施設(以下「施設」という。)を使用する場合</p> <p>(2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道(不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。)の用に供する目的で使用する場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事由があると認める場合</p>